

# 一般社団法人市原市観光協会定款

## 第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人市原市観光協会と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を千葉県市原市に置く。

## 第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、市原市及び周辺地域の自然、文化等の観光資源を活用して、観光事業の振興を図り、もって地域経済の活性化、地域文化の維持発展、市民交流の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 観光資源の調査、研究及び開発
- (2) 観光地の環境整備及び保全
- (3) 観光に関する各種イベントの実施及び支援
- (4) 観光資源の宣伝紹介及び観光客の誘致
- (5) 観光案内所等における観光情報の提供
- (6) 地方公共団体及び公共的団体の委託を受けて行う観光関連事業及び観光関連施設の管理運営
- (7) 観光事業による収益事業
- (8) その他前条の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は、主に市原市及びその周辺地域において行うものとする。

## 第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 この法人は、次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 この法人の年度内の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、理事会においてその可否を決定し、これを申込者に通知するものとする。

(会費)

第7条 正会員は、この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、総会において別に定める入会金及び会費を支払う義務を負う。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1)退会したとき。

(2)死亡又は解散したとき。

(3)正当な理由なく会費を2年以上滞納し、且つ催告に応じないとき。

(4)総正会員が同意したとき。

(5)除名されたとき。

2 会員が前項の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

3 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他拠出金品は、これを返還しない。

(除名)

第10条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、総会の議決をよって当該会員を除名することができる。

(1)この定款その他の規則に違反したとき。

(2)この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3)その他除名すべき正当な事由があるとき。

2 前項の規定により会員を除名したときは、当該会員に対し通知するものとする。

## 第4章 総会

(構成)

第11条 この法人の総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員総会とする。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

(1)会員の除名

(2)理事及び監事の選任又は解任

(3)理事及び監事の報酬等の額

- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議がするものとして法令又は定款で定められた事項

(開催)

第13条 総会は、定時総会として毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第14条 総会は法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 総正会員の議決権の10分の1以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を記載した書面をもって、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会の通知は、開催日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の2週間前までに正会員に通知しなければならない。

(議長)

第15条 総会の議長は、会長がこれに当たる。ただし、会長に事故あるときは、予め理事会が定めた副会長がこれに当たる。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正社員の議決権の過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。
  - (1) 会員の除名
  - (2) 監事の解任
  - (3) 定款の変更
  - (4) この法人の解散
  - (5) その他法令で定められた事項。
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条で定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面による議決権の行使等)

第18条 総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法によ

り議決権を行使し、又は他の正会員等を代理人として議決権の行使を委任することができる。

- 2 前項の規定により議決権を行使する正会員は、前条の規定の適用については出席したものとみなす。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、正会員の全員が書面及び電磁的記録により同意の意思表示したときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 19 条 理事が正会員の全員に対して、総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示したときは、その事項の総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

- 第 20 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 議事録には、議長及び出席した正会員のうちから選任された議事録署名人2人が記名押印しなければならない。

## 第 5 章 役員及び顧問

(役員を設置)

第 21 条 この法人は、正会員の中から次の役員を置く。

- (1)理事 5名以上 15名以内
- (2)監事 1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名を会長、2名以内を副会長、1名を専務理事とする。
- 3 前項の会長は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の代表理事とし、専務理事は、業務執行理事とする。

(役員を選任)

- 第 22 条 役員は、総会の決議によって選任する。
- 2 会長、副会長及び専務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
  - 3 監事は、この法人の理事及び使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

- 第 23 条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
  - 3 副会長は、会長を補佐する。
  - 4 専務理事は、別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。
  - 5 会長及び専務理事は、毎事業年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第 24 条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産を調査することができる。

(役員任期)

第 25 条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された役員任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

3 役員は、定款第 21 条第1項の定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。

(役員解任)

第 26 条 役員が、次のいずれかに該当するときは、総会の決議によって解任することができる。

(1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えられないとき。

(役員報酬等)

第 27 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の理事に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員には、その職を行うために要する費用の支払いを行うことができる。この場合の支給基準については、総会の決議により別に定める。

(顧問設置)

第 28 条 総会が別に定める規定に基づき、顧問を設置することができる。

## 第 6 章 理事会

(構成)

第 29 条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第 30 条 理事会は、次の職務を行う。

(1)この法人の業務執行の決定

(2)理事の職務の執行の監督

(3)会長、副会長及び専務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第 31 条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、毎事業年度に3回以上開催する。

3 臨時理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 会長が必要を認めたとき。

(2) 会長以外の理事から会長に対し、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会招集の請求があったとき。

(3) 前号の規定により請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 101 条の第2項及び第3項に基づき、監事から会長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第 32 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び前条第3項第4号により監事が招集する場合を除く。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故あるときは、各理事が理事会を招集できる。

3 前条第3項第3号による場合は理事が、前条第3項第4号による場合は、監事が理事会を招集する。

4 会長は、前条第3項第2号及び第4号に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内を理事会の日とする臨時理事会を招集しなければならない。

5 理事会を招集する者は、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、理事会の日の1週間までに、各役員に対してその通知を発しなければならない。

6 前項の規定にかかわらず、理事会は、役員の大員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

第 33 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

2 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、予め理事会で定めた副会長がこれに当たる。

(決議)

第 34 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第 96 条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第 35 条 理事又は監事が役員の大員に対して、理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会に報告することを要しない。

2 前項の規定は、第 23 条第5項の規定による報告については、適用しない。

(議事録)

- 第 36 条 理事会の議事については、法令に定めるところにより、議事録を作成しなければならない。
- 2 出席した会長及び監事は、前項の議事録に記名押印しなければならない。
  - 3 会長が欠けたとき又は会長が事故あるときは、出席理事及び出席監事が議事録に記名押印する。

## 第 7 章 資産及び会計

(事業年度)

第 37 条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

- 第 38 条 この法人の事業計画書、収支予算書については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事業所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 39 条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 損益計算書(正味財産増減計画書)
  - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計画書)の附属明細書
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他書類については承認を受けなければならない。
  - 3 第1項の書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款、会員名簿を備え置くものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第 40 条 この法人は、剰余金の分配を行うことはできない。

## 第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第 41 条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第 42 条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第 43 条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第 44 条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

## 第10章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置く
- 3 事務局長及び管理職の職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 前項以外の職員は、会長が任命する。
- 5 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

## 第11章 補則

(細則)

第 46 条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

### 附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替え準用する同法第 106 条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 121 条第1項において読み替えて準用する同法第 106 条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と一般法人の設立の登記を行ったときは、この定款で定める規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長(代表理事)は小高武夫とする。